

岩手県告示第564号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を令和3年7月30日から同年8月30日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。

令和3年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 株式会社岩手環境保全 大船渡市猪川町字久名畑86番地5
 - (2) 代表者の氏名 新沼 学
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 大船渡市立根町字釜石沢19番15、20番2、27番、28番2、29番1、29番2、29番4、29番5、30番1、31番4、31番5、31番6、33番2、34番3、34番5、34番7、39番10、74番、75番、76番、77番及び78番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（以上について、石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日 令和3年6月23日